

(別記 10)

てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

第1 事業の内容

本事業は、てん菜方針に沿って、てん菜の一部をばれいしょ、豆類を始めとした需要の高い作物に転換する取組を支援するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 てん菜からの転換

てん菜の一部を需要の高い作物へ転換するために必要な経費の支援。

2 転換に必要な農業機械等の導入

てん菜から転換して新たに導入する、又は作付面積を拡大する作物の生産に必要な農業機械等の導入経費の支援。

第2 事業実施主体

交付等要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 事業実施主体欄の2の者については、第1の1の取組に限り対象とする。

3 事業実施主体欄の3の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農事組合法人

(4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(5) 特定農業法人及び特定農業団体

(6) その他農業者の組織する団体

4 事業実施主体欄の4の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

5 第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

6 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする需要の高い作物は、大豆、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ（加工用、でん粉原料用及び種子用に限る。）、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他都道府県知事が地方農政局長等に協議して、需要が高いと認めた作物とする。なお、緑肥へ転換する場合は、事業実施年度の翌年度以降、当該ほ場において、事業実施年度に緑肥に転換した面積と同規模で需要の高い作物に転換することを条件として、本事業の対象とする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から取組ごとに1つ設定することとする。

(1) 第1の1の取組を行う場合

事業実施地区における事業実施年度のとん菜の作付面積を、事業実施年度の前年のとん菜の作付面積より減少

(2) 第1の1の取組と併せて第1の2の取組を行う場合

とん菜から転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(転換により新規作物を導入する場合は1ha以上導入)

3 目標年度

(1) 第1の1の取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

(2) 第1の1の取組と併せて2の取組を行う場合

成果目標の目標年度は、事業実施年度の初日の属する年の4年後の年の4月1日の属する年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 とん菜からの転換

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、とん菜から需要の高い作物への転換に必要な経費とする。

(2) 補助対象とする面積は、事業実施年度において、とん菜から第3の1に掲げる対象作物に転換する面積とする。

なお、畑地以外に作付けされているとん菜から需要の高い作物への転換についても本事業の対象とする。

(3) 補助率は、第3の1に掲げる需要の高い作物へ転換した場合は10a当たり30,000円とする。

ただし、大豆(種子として使用されるもの又は黒大豆以外のものに限る。)及びでん粉原料用ばれいしょへ転換した場合は10a当たり25,000円、子実用とうもろこしへ転換した場合は10a当たり35,000円とする。また、緑肥へ転換した場合は10a当たり25,000円とする。

(4) 事業実施地区のとん菜の作付面積は、事業実施年度を含む5年間、原則、事業実施年度の面積を超えてはならない。

(5) 子実用とうもろこしへ転換した場合は、収穫後の子実用とうもろこしの葉・茎等の残渣はほ場にすき込むものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

2 転換に必要な農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第1の1の取組に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、緑肥に関する農業機械等は補助対象外とする。

- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、物件相当額の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。
- (3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
- (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
 - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (7) 第1の1の取組と同時に導入するものに限る。
- (8) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
- ア 導入及びリース導入共通の留意事項
 - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。
 - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
 - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
 - (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも

利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担(事業費－補助金)／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、2年(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格(消費税抜き)×助成率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格(消費税抜き)×(リース期間÷法定耐用年数)
×助成率(1/2以内)

リース料助成額＝(リース物件購入価格(消費税抜き)－残存価格)
×助成率(1/2以内)

(ウ) 事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者(原則3者以上)からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき農業機械等を導入し、都道

府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 3 本事業の取組については、てん菜からの転換に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、令和5年12月20日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標及び第4の1の(4)の取組基準の達成に向けて、需要に応じた持続的な畑作生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要領別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

- (3) (2)の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)により提出された事業実施計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第2号により市町村計画を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2)のただし書により提出された事業実施計画及び(4)により提出された市町村計画の内容を2の(1)の基準に基づき確認し、本要領別記様式第3号により都道府県計画を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

市町村長及び都道府県知事は、第6の1の(4)及び(5)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 事業実施主体は、第2の要件を満たしていること。

イ 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ 第1の2の農業機械等の導入の取組を実施する場合は、第4の2の(8)に掲げる留意事項を全て満たしていること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

(1) 地方農政局長等は、1の(5)により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

ア 第3の2の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

ウ 当該都道府県における事業実施年度のてん菜作付面積が前年度より下回っていること。

(2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

(4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 成果目標の変更

5 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、第4の3の規定により事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

(2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

6 管理運用

(1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した農業機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該農業機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間、当該年度における事業実施状況報告書を本要領別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要領別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要領別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要領別記様式第9号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から評価を終了する旨の改善計画が提出され、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、評価を終了することができるものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りま

とめた年度に、その結果を公表するものとする。

- 10 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組の確実な実施が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」により厳正に行うものとする。